

○霧島市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成 25 年 1 月 21 日

規則第 1 号

改正 平成 26 年 9 月 10 日規則第 40 号

平成 27 年 6 月 1 日規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。)の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成 24 年政令第 285 号。以下「政令」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。)及び霧島市手数料条例(平成 17 年霧島市条例第 75 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令、省令、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)で使用する用語の例による。

(認定の申請に係る助言等及び制限)

第 3 条 法第 53 条第 1 項の規定による認定の申請(以下「認定申請」という。)をしようとする者(以下「申請者」という。)から認定申請書が提出された場合は、市長は必要に応じて申請者に対し、認定に関する助言、指導及び指示をすることができる。

2 申請者は、法第 54 条第 1 項の規定による認定の通知を受けた後でなければ、当該計画に係る建築に着手してはならない。

(認定申請に係る図書)

第 4 条 省令第 41 条第 1 項及び第 3 項に規定する市長が認める図書は、別表に掲げるものとする。

(建築基準関係規定の審査を申し出る場合)

第 5 条 申請者は、認定申請に併せて法第 54 条第 2 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請書の正本を 1 部、副本を 2 部提出しなければならない。

2 申請者は、前項の審査を申し出る場合において、認定申請に係る計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の規定による構造計算適合性判定を要する構造計算を含むときは、同条第 7 項の規定による適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。

3 市長は、法第 54 条第 5 項の規定により、同条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けて計画の認定をする場合は、省令第 43 条第 2 項に規定する図書に当該確認済証の写し及び確認申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

(確認申請書との整合)

第 6 条 市長は、認定申請に係る計画について、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の交付を同法第 6 条第 1 項の規定による確認済証とみなすときは、当該確認済証に添付された図書の内容と認定申請の内容が整合することについて、照合等をするものとする。

(認定しない旨の通知)

第 7 条 市長は、認定申請書の内容が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合は、認定しない旨の通知書(第 1 号様式)により申請者に通知するものとする。

(認定の変更申請)

第8条 法第55条第1項の規定により計画の変更申請をするとき(以下「認定の変更申請」という。)については、第3条及び第5条から第7条までの規定を準用する。この場合において、第3条第2項中「法第54条第1項」とあるのは、「法第55条第2項において準用する法第54条第1項」と、第5条第1項中「法第54条第2項」とあるのは、「法第55条第2項において準用する法第54条第2項」と、同条第3項中「法第54条第3項」とあるのは、「法第55条第2項において準用する法第54条第3項」と、同条第4項中「法第54条第5項」とあるのは、「法第55条第2項において準用する法第54条第5項」と、「同条第4項」とあるのは、「法第55条第2項において準用する法第54条第4項」と、「省令第43条第2項」とあるのは、「省令第46条において準用する省令第43条第2項」と、第7条中「法第54条第1項各号」とあるのは、「法第55条第2項において準用する法第54条第1項各号」と読み替えるものとする。

2 認定建築主は、省令第44条各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(取下届等)

第9条 申請者は、認定申請又は認定の変更申請を取り下げようとするときは、取下届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 認定建築主は、法第54条第1項の規定により認定を受けた計画(変更があった場合は、その変更後のもの。以下単に「計画」という。)の建築を取りやめたときは、取りやめ届(第4号様式)に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 認定建築主は、前項の規定に基づく届出を行う場合は、事前に市長と協議しなければならない。

(証明書の交付)

第10条 法第54条第1項(変更があった場合は、法第55条第2項において準用する法第54条第1項)の規定による認定を受けていることについての証明を受けようとする者は、証明願(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第11条 市長は、法第56条の規定により、認定建築主に対し、適合状況報告書(第6号様式)による報告を求めることができる。

2 認定建築主は、計画に係る建築物の建築を完了したときは速やかに建築完了報告書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第12条 市長は、法第57条の規定による命令を行うときは、認定建築主に対し、改善命令書(第8号様式)を交付するものとする。

(計画認定の取消し)

第13条 市長は、法第58条の規定による計画の認定取消しを行ったときは、認定取消通知書(第9号様式)により認定建築主に通知しなければならない。

(台帳の整備)

第14条 市長は、低炭素化建築物台帳を整備し、認定、報告及び届出等の事項を記録しなければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 10 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 1 日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

事 項	省令第41条第1項の規定により市長が必要と認める図書	省令第41条第3項の規定により市長が不要と認める図書
<p>登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関又は登録建築物調査機関による技術審査を受け、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）に適合する旨の適合証の交付を受けた場合</p>	<p>左欄に掲げる適合証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算書 ・低炭素化措置が法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類

第1号様式（第7条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

霧島市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同条第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないことを認めましたので通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 建物の位置
- 3 理由

（教示）

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、霧島市長に対して異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分について不服がある場合は、上記1の異議申立てをしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号様式（第8条関係）

軽微な変更届

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な変更があったので届け出ます。

年 月 日

霧島市長

様

認定建築主

住所

氏名

㊞

認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
認 確	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申 請 に 係 る 建 築 物 の 位 置		
軽 微 な 変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第3号様式（第9条関係）

取 下 届

下記のとおり都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定申請を取り下げたいので届け出ます。

年 月 日

霧島市長 様

申請者 住所
氏名

㊞

申 請 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

確 認 の 有 無	
-----------	--

申 請 に 係 る 建 築 物 の 位 置	
--------------------------	--

取 り 下 げ 理 由	
-------------	--

受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
-------	-------	-------

年 月 日		年 月 日
-------	--	-------

第 号		第 号
-----	--	-----

係員印		係員印
-----	--	-----

第4号様式（第9条関係）

取 り や め 届

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づき、さきに認定を受けた低炭素建築物新築等計画の建築を取りやめたいので、認定通知書を添えて届け出ます。

年 月 日

霧島市長

様

認定建築主

住所

氏名

㊞

認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 有・無		
	確認年月日	年 月 日
認 確認番号	第 号	
申 請 に 係 る 建 築 物 の 位 置		
取 り や め る 理 由		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第 5 号様式（第 10 条関係）

証 明 願

次の事項について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項（同条第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けていることを証明願います。		
霧島市長		様
願出人		住所 氏名
年 月 日		
認定の申請者	住所 氏名	
建築物の位置	地名地番	霧島市
市街化区域等		
敷地面積	m ²	
建築物の規模	建築面積	m ²
	延べ面積	m ²
建築物の階数	（地上） 階 （地下） 階	
建築物の用途		
住戸を有する建築物 共同住宅等の住戸数	建築物全体	戸
	認定申請対象戸数	戸
工事種別		
建築物の構造	造 一部 造	
認定等年月日 （計画の変更を含む）		
認定等番号 （計画の変更を含む）		
確認年月日 ※		
確認番号 ※		
証明事由		

（注意） 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

※ 認定通知書に記載された確認年月日及び確認番号を記入します。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

霧島市長

印

第6号様式（第11条関係）

適合状況報告書

さきに認定を受けた低炭素建築物新築等計画への適合状況について、次のとおり報告します。

年 月 日

霧島市長 様

認定建築主 住所
氏名

㊞

認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 認	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申 請 に 係 る 建 築 物 の 位 置		
低炭素建築物 新築等計画へ の適合状況		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第7号様式（第11条関係）

建築完了報告書

さきに認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る建築物の建築が完了しましたので、次のとおり報告します。

年 月 日

霧島市長 様

認定建築主 住所

氏名 ㊟

認定番号		
認定年月日	年 月 日	
確認	有・無	
	確認年月日	年 月 日
認	確認番号	第 号
申請に係る建築物の位置		
完了の確認をした建築士等	資格	() 建築士 () 登録第 号
	住所	
	氏名	
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
を	所在地	
	確認した内容	
建築中の軽微な変更		
受付欄	決裁欄	処理欄
年 月		年 月 日
第		第 号
係員印		係員印

改善命令書

第 号
年 月 日

（認定計建築主） 様

霧島市長



下記の低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により改善を命じます。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係る 建築物の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

（教示）

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、霧島市長に対して異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分について不服がある場合は、上記1の異議申立てをしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

（認定建築主） 様

霧島市長

印

下記の低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、認定を取り消したので通知します。

これにより認定通知書は効力を失います。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係る 建築物の位置	
4 理由	

（教示）

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、霧島市長に対して異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分について不服がある場合は、上記1の異議申立てをしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。